別表第十六その三（第八十六条の十五関係）（平15内府令92・追加、平21防省令13・旧別表第十二その三繰下・一部改正、令元防省令４・一部改正）

第　　号

公　用　令　書
（取扱物資の保管）

住　所

氏　名

（法人については、その名称）

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第１項本文／第103条第１項ただし書／第103条第２項の規定に基づき、次のとおり取扱物資の保管を命ずる。

年　月　日

処分者　　印

種　類	
数　量	
保管すべき場所	
保管すべき期間	
保管する理由	
備　考	

備考：用紙は、日本産業規格Ａ列４番とする。